

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						
環境課合議						

令和6年7月25日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和6年7月18日（木）午前9時30分～午前10時25分 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

健康課：竹内課長、山田主任保健師
環境課：鈴木課長、高石主事

3 件名

路上における受動喫煙対策について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・健康増進法では、受動喫煙対策の推進を謳っている。喫煙をする場所を無くすのではなく、分煙施設を市が整備することで、喫煙する人とならない人、双方の権利を守る対策が必要。
- ・重点区域の設定理由は
→今回、出発点が駅周辺の受動喫煙の防止であったこと、通行量の多い場所であることなどから両駅周辺を重点区域に設定した。なお、他の公道については「受動喫煙を生じさせることがないよう努めなければならない」場所として、努力規定を設定する。
- ・分煙施設を1駅あたり1カ所設置するという根拠は。喫煙者の立場を考えると、駅の反対側の分煙施設を利用する不便さがあるのでは。
→北総鉄道沿線で現状、行政が設置している分煙施設は東松戸駅のみ。近隣の状況や駅の乗降客数から、1駅あたり1施設の設置で妥当と考えている。
- ・違反行為の巡回は誰がどの程度行う想定か。
→シルバー人材センターへの委託で、1日4時間、月10日間程度の巡回を想定している。ルールが守られるようであれば、頻度を見直していきたいと考えている。
- ・件名を「路上における受動喫煙防止」としているが、「路上における」は限定的だと受け止められる可能性がある。また、従来指針の対象としていた場所を条例に入れる

などの検討を行ったのか。特に公園などは、条例に含めるよう検討しても良いのではないか。

→同様の観点から検討を行ったが、公共施設や都市公園については、指針で敷地内禁煙を規定しており、一定の効果が得られていると判断しているため、条例に含めず、現状どおり指針で対応することとした。

名称については、「路上」に限定せずに策定する。

公園等については、まずは、現行どおり指針で対応し、状況により、検討をすること。

今後、説明を行う際は条例と指針のそれぞれの対応をわかりやすく説明をすること。

- ・分煙施設について、通学路に配慮して、施設の形態や設置場所を検討すること。

- ・議会への説明については、9月議会で全員協議会の中で説明を行うこと。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 健康子ども部健康課
市民環境経済部環境課

件名	路上における受動喫煙防止について							
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> 白井市では公共施設における受動喫煙防止対策に関する指針を定め、市役所など公共施設での受動喫煙対策を進めてきた。 周辺市では、条例により喫煙禁止エリアを設け、受動喫煙対策に取り組んでいるが、白井市では条例による対策は行っていない。 駅周辺からは、受動喫煙に関する苦情が市へ寄せられている。 国の令和6年度税制改正大綱においては、「望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前等における屋外分煙施設等の整備について、地方公共団体が積極的に取り組むよう、より一層促すこととする」とされ、総務省より分煙施設の整備を積極的に進めるよう通知があった。 							
付議事案	目的	<ul style="list-style-type: none"> 路上における望まない受動喫煙を防止する 駅周辺での受動喫煙防止と分煙対策の推進 						
	対応方針	<ul style="list-style-type: none"> (1) 受動喫煙防止に関する条例の新規制定 (2) 白井駅、西白井駅周辺の路上における受動喫煙防止の重点区域を設定 (3) 白井駅、西白井駅周辺への分煙施設の設置 						
論点(決定を要する事項)	<ul style="list-style-type: none"> 受動喫煙防止に関する条例を制定し、市内の路上における受動喫煙を防止(努力規定)することについて 白井駅、西白井駅周辺の路上における受動喫煙防止の重点区域を設定し、違反者に対して過料を処すことについて 白井駅、西白井駅のロータリー付近に分煙施設を設置することについて 							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>【関係課との打ち合わせ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点区域を駅から半径200m範囲内の公道としてはどうか。 既にある「白井市の公共施設における受動喫煙防止対策に関する指針」では、公共施設等における敷地内禁煙を定めている。 分煙施設の設置にあたり、出入口にクランクを設けるなどして道路への煙の流出を防ぐ等、厚生労働省の設置例に添うような対策を行う必要がある。 重点区域での違反行為に対して、他市では、1件あたり2,000円以下の過料を処す場合が多い。 重点区域では監視員による巡回を行う必要がある。 							
今後のスケジュール	令和6年 9月		駅周辺の商店会と自治会への説明・意見聴取					
	令和6年 10月		パブリックコメント					
	令和6年 12月		受動喫煙防止に関する条例(新規)の議案提出 条例公布					
	令和7年 1~6月		条例・重点区域の周知期間					
	令和7年 7月		条例施行 駅前に分煙施設設置、駅周辺の巡回実施					
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)		
	条例規則	有	新規条例制定(R6.12月)	報道発表	無			
	議会説明	有	行政運営報告(R6.9月)	広報・HP等	有	パブリックコメント(R6.10月)		
	市民参加	有	商店会と自治会への説明・意見聴取(R6.9月)、パブリックコメント(R6.10月)					
	付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input checked="" type="checkbox"/> 時限非 (行政運営報告 まで)						
参考情報	案件提出事由	②重要な施策(規程第4条第2項第2号) ア 市民生活に大きな影響を及ぼす事項						
	関係法令等	白井市まちをきれいにする条例 白井市の公共施設における受動喫煙防止対策に関する指針						
	関係課	道路課						
	事業費	7,158 千円 (うち特定財源 千円)						
	カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	健康・福祉	手段

路上における受動喫煙防止について

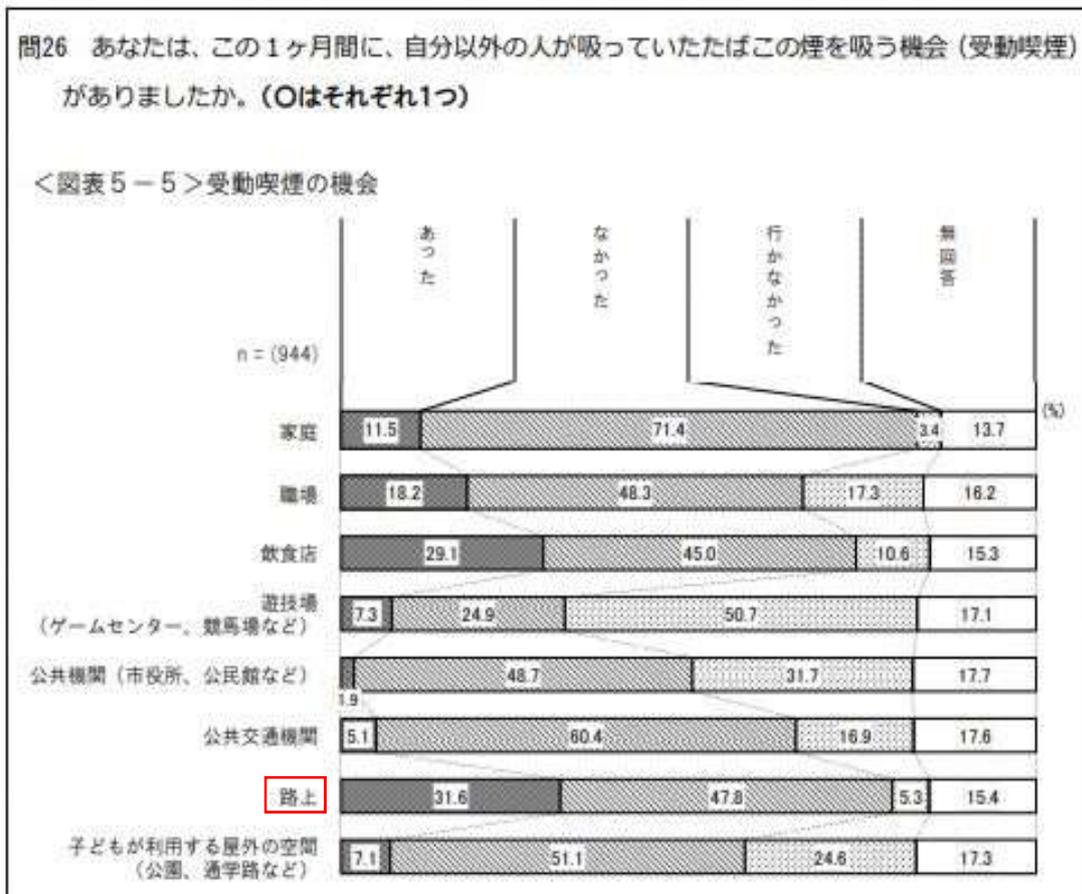
1 現状

白井市では公共施設における受動喫煙防止対策に関する指針を平成29年度に定め、市役所など公共施設での受動喫煙対策を進めてきたが、令和元年度に実施した市民アンケートでは「路上における受動喫煙の機会があった」と回答した市民の割合が31.6%に及んでいた。駅周辺からは、受動喫煙に関する意見が市へ寄せられている。

国の令和6年度税制改正大綱においては、「望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前等における屋外分煙施設等の整備について、地方公共団体が積極的に取り組むよう、より一層促すこととする」とされ、総務省通知により分煙施設の整備を積極的に進めるよう通知があった。

(1) 白井市民の「健康」に関するアンケート調査結果 令和元年11月～12月実施

(3) 受動喫煙の機会



受動喫煙の機会があったかたずねたところ、「あった」は、「路上」が31.6%、「飲食店」が29.1%となっている。(図表5-5)

(2) 県内の路上喫煙規制条例制定状況

周辺市では、条例により喫煙禁止エリアを設け、受動喫煙対策に取り組んでいるが、白井市では条例による対策は行っていない。

各市町村における路上喫煙規制条例制定状況

(令和5年4月1日現在)

	市町村名	条例名
1	千葉市	千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例
2	市川市	市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例
3	船橋市	船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例
4	松戸市	松戸市安全で快適なまちづくり条例
5	野田市	野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例
6	佐倉市	佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例
7	習志野市	習志野市受動喫煙の防止に関する条例
8	柏市	柏市ポイ捨て等防止条例
9	市原市	市原市受動喫煙の防止に関する条例
10	流山市	流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例
11	八千代市	八千代市路上喫煙の防止に関する条例
12	我孫子市	我孫子市さわやかな環境づくり条例
13	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例
14	四街道市	四街道市まちをきれいにする条例
15	印西市	印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例

(注)

「路上喫煙規制条例」とは、歩きたばこや喫煙所以外での喫煙を規制する条例を指し、たばこのポイ捨てのみを規制するものは除く。



(3) 令和6年度税制改正大綱

1) 屋外分煙施設等の整備の促進

望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前・商店街・公園などの場所における屋外分煙施設等の整備について、地方公共団体がその重要性を認識し、地方たばこ税の活用を含め、民間事業者への助成制度の創設その他の必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組むよう、各地方公共団体の整備方針や実施状況等の把握を行いつつ、より一層促すこととする。

(4) 総務省通知

1) 通知名

令和6年4月1日総税市36号「地方たばこ税の安定的な確保と望まない受動喫煙対策の推進のための分煙施設の整備促進について」

2) 抜粋

健康増進法には、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないこととされており、その一環として各地方団体は積極的に分煙施設の整備に取り組むことが有効です。

計画的に分煙施設整備を進めるため、地域の実情に応じ、区域内で必要と考えられる整備場所、箇所数及び施設の形態などの具体的な内容を含む整備方針を定めることが有益であると考えられます。

2 対応方法

(1) 受動喫煙防止に関する条例の新規制定

1) 条例の概要

ア 目的

市民の望まない受動喫煙を未然に防止し、受動喫煙のないまちづくりを推進する。

イ 市の責務

受動喫煙の防止に必要な施策を推進する。

ウ 市民と事業者の責務

路上における受動喫煙を生じさせることがないように努め、市の受動喫煙防止施策に協力しなければならない。

エ 重点区域の指定

市長は、重点的に受動喫煙を防止するため喫煙を禁止する区域（以下「重点区域」という。）を指定することができる。

オ 喫煙の禁止

市長が指定する場所を除き、重点区域内では喫煙をしてはならない。

カ 過料

市長が指定する場所以外の重点区域内で喫煙した者は1万円以下の過料に処する。

2) 施行期日

令和7年7月1日（条例公布から6か月後）

(2) 白井駅、西白井駅周辺に重点区域を設定

1) 範囲

規則において、白井駅、西白井駅の概ね半径200m範囲内の公道を、路上における受動喫煙防止の重点区域に設定する。

2) 選定理由

市民の生活に係る動線を考慮し、受動喫煙の影響が大きい駅周辺の重点区域の優先度が高いと判断したため。

3) 罰則規定

重点区域での違反行為に対して、監視員の指導に従わなかった場合、1件あたり2,000円以下の過料を処する。

(3) 白井駅、西白井駅周辺への分煙施設の設置

重点区域に分煙施設を設けることで、より受動喫煙の防止となる。
重点区域から除外。

1) 設置場所案

白井駅南口	ロータリー横の道路
西白井駅北口	ロータリー横の道路 計2か所

2) 選定基準

以下の点を考慮して選定

- ・ 駅への通勤等の動線、イベント開催への影響を考慮した場所であること
- ・ 煙の流出による通路への影響の少ない場所であること
- ・ 駅を利用する喫煙者が利用しやすい場所であること

3) 仕様

屋根のないパーテーションタイプ(5~6人収容)面積は3m×4m=約12㎡
厚生労働省の設置例のとおり、出入口にクランクを設けて、出入口からの煙の流出を防ぐ。

(4) 必要経費

1) 分煙施設設置費用 5, 931千円

※特別交付税の対象 設置費用の1/2を見込んでいる

2) 周知・維持管理費用 1, 227千円

(5) スケジュール

令和6年	9月	商店会と自治会への説明・意見聴取
令和6年	10月	パブリックコメント
令和6年	12月	受動喫煙防止に関する条例（新規）の議案提出 条例公布
令和7年	1～6月	条例・重点区域の周知期間
令和7年	6～7月	条例施行、分煙施設設置（健康課）、 駅周辺の巡回実施（環境課）